特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
12	児童手当支給事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東かがわ市は、児童手当支給に関する事務において、特定個人情報の取扱いに際し、個人のプライバシー等の権利権益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

東かがわ市長

公表日

令和8年10月27日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当支給事務
②事務の概要	児童を扶養する人に児童手当を支給するため、受給資格者の認定を行うなど児童手当の支給に必要な事務を行うもの
③システムの名称	児童手当システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
児童手当ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第1項別表81の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第44条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1　情報の照会 　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第19条第8号別表106、107の項 2　情報の提供 　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第19条第8号別表42、125、141、161の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒769-2792　香川県東かがわ市湊1847-1　東かがわ市役所 総務部 総務課 TEL0879-26-1214

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒769-2792　香川県東かがわ市湊1847-1　東かがわ市役所 市民部 こども家庭課 TEL0879-26-1229

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない（入手） []接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報等を取り扱う際には、のぞき見や書類の紛失等の情報漏えい等の防止を徹底していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	[　　] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定していることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数　計数時点	平成26年９月１日時点	平成31年４月１日時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数　計数時点	平成26年９月１日時点	平成31年４月１日時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅳ　リスク対策	―	評価書のとおり	事後	
令和2年4月1日	Ⅰ関連情報 7．請求先	市民部 子育て支援課 TEL0879-26-1231	市民部 福祉課 TEL0879-26-1228	事後	
令和2年4月1日	Ⅰ関連情報 7．連絡先	市民部 子育て支援課 TEL0879-26-1231	市民部 福祉課 TEL0879-26-1228	事後	
令和6年4月1日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担	福祉課	こども家庭課	事後	
令和6年4月1日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担	福祉課長	こども家庭課長	事後	
令和6年4月1日	Ⅰ　関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒769-2792　香川県東かがわ市湊1847-1　東かがわ市役所 市民部 福祉課 TEL0879-26-1228	〒769-2792　香川県東かがわ市湊1847-1　東かがわ市役所 市民部 こども家庭課 TEL0879-26-1229	事後	
令和6年4月1日	Ⅰ　関連情報 8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒769-2792　香川県東かがわ市湊1847-1　東かがわ市役所 市民部 福祉課 TEL0879-26-1228	〒769-2792　香川県東かがわ市湊1847-1　東かがわ市役所 市民部 こども家庭課 TEL0879-26-1229	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	平成31年４月１日時点	令和６年４月１日時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	平成31年４月１日時点	令和６年４月１日時点	事後	
令和8年3月16日	③システム名称	児童手当システム	児童手当システム 中間サーバー	事後	
令和8年3月16日	3.個人番号の利用	児童手当法　東かがわ市児童手当事務取扱規則	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第９条第１項別表81の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第５号）第44条	事後	
令和8年3月16日	4．情報提供ネットワークによる情報連携	番号法別表第１(56) 番号法別表第２(26、30、74、75、87)	1　情報の照会 　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第19条第８号別表106、107の項	事後	
令和8年3月16日	Ⅰ　関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒769-2792　香川県東かがわ市湊1847-1　東かがわ市役所 市民部 福祉課　TEL0879-26-1228	〒769-2792　香川県東かがわ市湊1847-1　東かがわ市役所 総務部 総務課 TEL0879-26-1214	事後	
令和8年3月16日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	令和６年４月１日時点	令和７年４月１日時点	事後	
令和8年3月16日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	令和６年４月１日時点	令和７年４月１日時点	事後	
令和8年3月16日	8　人手を介在させる作業		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報等を取り扱う際には、のぞき見や書類の紛失等の情報漏えい等の防止を徹底していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更
令和8年3月16日	11　最も優先度が高いと考えられる対策		情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定していることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更
令和8年10月27日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム 中間サーバー	児童手当システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能	事後	